

「高規格堤防の見直しに関する検討会」規約

(名称)

第1条 本会は、「高規格堤防の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方の検討や高規格堤防の整備区間、コスト縮減策、投資効率性の確認手法等について検討を行い、高規格堤防の見直しに関する事項について審議・検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、学識経験者のある者から、河川局長が任命する。

(会議)

第4条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、河川局長が指名する。

2 座長は、議長として会議の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 会議は原則として非公開で開催する。

5 会議配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、河川局治水課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この会議は、平成23年 2月18日から施行する。